



日 月 送 受 號 番 先 議 合					
第 號 送 受			第 號 送 受		第 號 送 受
月 月			月 月		月 月
日 日			日 日		日 日

制制定ノ要アリ依テ別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

年 月 日

大

臣

内閣總理大臣宛



裏面白紙

49

内地以外ノ地ヲ「内地」、内地ヨリ外モニ

理由

終戦ニ伴ヒ引揚ケル者ニ關スル各廳事務、連絡調整ヲ  
圖ルノ要アルニ依ル

厚生省ニ引揚援護運輸委員會設置ノ爲之方宜制制定ノ要アリ依テ

別紙勅令案ヲ提出ス

石閣議ヲ請フ

昭和二十年十一月三日

厚生大臣 芦田均

内閣總理大臣芳賀常原晋重郎殿

厚生省

勅令第

號

引揚援護運輸委員會官制

第一條 大東亞戰爭ノ終結ニ伴ヒ内地へ憲太、沖繩及千島ヲ除ク以下同ジ一以外ノ地域ヨリ内地ニ引揚グル者及内地ヨリ内地以外ノ地域ニ引揚グル者ニ滿スル各廳事務ノ運輸調整ノ爲厚生省

ニ運輸委員會ヲ置ク

第二條 運輸委員會ハ委員長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ元テ委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第三條 委員長ハ曾格ヲ總理ス

厚 生 省

委員長事故アルトキハ委員長ノ指命スル委員長ノ職務ヲ代行ス

第四條 委員會ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

ヲ命ズ

幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第五條 委員會ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理 由

參戰ニ伴ヒ内地以外ノ地ヨリ内地ニ、内地ヨリ外國ニ引揚グル者ニ  
調スル各總事務ノ運営調整ヲ圖ルノ要アルニ式ル

厚 生 省